

## ○ カウンセリング費用の公費負担制度について

(令和5年7月13日付け香広被第133号)

犯罪被害者等が、精神科医等によるカウンセリング等を受診した場合に要する経費の公費負担制度については、「カウンセリング費用の公費負担制度の更なる拡充について」(令和5年2月6日付け香公被第24号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号。以下「改正法」という。)が公布され、強制性交等罪の構成要件等が改められ不同意性交等罪とするなど所要の法整備が行われたことに伴い、旧通達の該当部分を改め、改正法施行日である令和5年7月13日をもって下記のとおり実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

### 記

#### 1 目的

犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、犯罪による生命、身体に対する直接的な被害のみならず、その後も精神的被害に苦しめられており、特に、殺人事件等の遺族や性犯罪等の事件の犯罪被害者等については、非常に深刻な精神的被害を受けることが多い。

そこで、深刻な精神的被害を受けている犯罪被害者等が、精神科等の医師、公認心理師、臨床心理士等(以下「精神科医等」という。)による診療及びカウンセリングにかかる費用を公費で負担することにより、精神的被害の回復及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

#### 2 対象者

公費負担をする対象者は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる対象事件の犯罪被害者等
- (2) (1)のほか、署長又は高速道路交通警察隊長(以下「署長等」という。)において必要があると認めた者(当該事件の犯罪被害者等以外の関係者を含む。)

#### 3 公費負担の範囲等

##### (1) 公費負担の範囲

公費負担の範囲は、精神科医等が対象者の精神的被害の回復に効果があると認めた診察又はカウンセリングにかかる実費に相当する額(以下「カウンセリング費用」という。)で、初(再)診料、カウンセリング料、心理検査料、

検査料、投薬料、入院費用等とし、保険診療又は自由診療の別を問わない。

(2) 公費負担の期間及び上限額

ア 期間

カウンセリング費用の公費負担の対象期間は、初診日から起算して3年を超えない期間とする。

イ 上限額

公費負担をする額は、3年を通じて一人当たり原則、合計15万円を上限とする。

(3) カウンセリング費用が上限額を超過すると認められる診療時の取扱い

カウンセリング費用が上限額を超過すると認められる場合、署長等は、真にやむを得ない事情があり、公費負担が必要と認められる場合は、事前に本部広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）及び本部会計課と協議のうえ、公費負担の可否について判断するものとする。

4 公費負担の適用除外

次のいずれかに該当する場合は、公費負担をしないものとする。

- (1) 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき又は加害者若しくはその関係者から費用の支払を受けたとき。
- (2) 虚偽申告と認められるとき。
- (3) 香川県内に居住する者が、他の都道府県において犯罪被害者等になった場合で、当該都道府県においてカウンセリング費用の公費負担を受けたとき。  
なお、この場合は、当該都道府県と支援室において、必要な調整を行うものとする。
- (4) その他公序良俗に反するなど公費負担することが社会通念上適切でないとき。

5 支出手続等

(1) 事前報告等

別表に掲げる対象事件を認知し、犯罪被害者等に対するカウンセリング等の必要性を認めた署又は高速道路交通警察隊（以下「署等」という。）の捜査員又は指定被害者支援要員（以下「支援要員等」という。）は、当該状況を捜査主任官に報告するとともに、速やかに支援室に連絡するものとする。この場合において、犯罪被害者等が対象事件の被害発生前から、医療機関等においてカウンセリング等を受けている場合は、支援室と協議するものとする。

(2) カウンセリング希望申立書の徴収及びカウンセリング等受診伺の作成

支援要員等は、犯罪被害者等に対しその心情に配慮してカウンセリング等の必要性及び本制度の説明を行い、犯罪被害者等が公費負担によるカウンセリング等を希望する場合は、カウンセリング希望申立書（別記様式1）の提出を求めた後、速やかにカウンセリング等受診伺（別記様式2）を作成し、署にあっては警務課長（係）の職にある者（以下「警務課長等」という。）を、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあっては企画・指導係の者を経て、署長等に報告するものとする。

(3) 公費支出の認定等

ア 署長等は、(2)に規定する報告を受けたときは、当該報告がカウンセリング等の必要性及び本制度の趣旨を理解した犯罪被害者等の意思に基づくものであることを報告者に確認した上で、公費支出を認定するものとする。

イ カウンセリング等の実施に際しては、支援要員等又は支援室員が精神科医等及び医療機関等に本制度の趣旨を説明し納得を得ておくこと。

(4) 支払手順

カウンセリング費用の公費支出については、原則として、受診の都度行うものとし、支払先に応じ、次のとおりとする。

ア 医療機関等に支払う場合

支援要員等は、医療機関等に対して、請求書（別記様式3）の作成及び提出を依頼するものとする。この場合において、医療機関等において診療の都度作成した診療明細や費用の内訳を記載した内訳書を請求書と割印の上、添付するものとし、請求書とともに、署にあっては警務課長等を通じて会計課（係）に、高速隊にあっては企画・指導係の者を通じて庶務係に、提出するものとする。

イ 犯罪被害者等に支払う場合

犯罪被害者等が既に受診した医療機関等に支払を行っている場合は、カウンセリング費用に係る申立書（別記様式4）及び請求書を提出させることにより、犯罪被害者等に対し、直接、カウンセリング費用を支払うものとする。この場合において、その執行を明らかにするため、犯罪被害者等から医療機関等が発行した診療明細や費用の内訳を記載した領収書等の内訳書の提出を受け、当該内訳書を請求書と割印の上、添付するものとし、申立書及び請求書とともに、署にあっては警務課長等を通じて会計課（係）に、高速隊にあっては企画・指導係の者を通じて庶務係に、提出するものとする。

なお、領収書等の内訳書の提出を受けることができない場合は、直接医療機関等に確認し、申立書に医療機関等に確認した月日の記載、確認者の押印を行うこと。

(5) 支出科目等

公費支出に係る事務処理は、署にあっては会計課（係）が、高速隊にあっては庶務係の者が、それぞれ行い、医療機関等又は犯罪被害者等が指定する金融機関の口座への振込みによるものとし、その支出科目については、それぞれ次のとおりとする。

ア 医療機関等に支払う場合

（款）警察費（項）警察活動費（目）警察活動費（節）役務費

イ 犯罪被害者等に支払う場合

（款）警察費（項）警察活動費（目）警察活動費（節）負担金

(6) 請求書等（写し）の送付等

署長等は、カウンセリング費用に係る公費支出の手続を行ったときは、速やかに当該公費支出に係るカウンセリング希望申立書並びにカウンセリング等受診伺、請求書及び申立書の写しを支援室へ送付するものとする。

(7) 執行管理票による管理

本制度の公費支出の手続を行ったときは、署にあっては警務課長等が、高速隊にあっては企画・指導係の者が、執行管理票（別記様式5）を作成すること。なお、作成した執行管理表の写しを、署にあっては会計課（係）に、高速隊にあっては庶務係の者に提出し、それぞれ連携の上、確実な執行管理に努めること。

6 文書の保存

本制度の公費支出に係る書類については、カウンセリング等終了後、5年保存とする。ただし、会計文書については、会計関係規定に基づき保存すること。

7 運用上の留意事項

- (1) 全ての犯罪被害者等に本制度が適用されるものではないことから、犯罪被害者等に誤解を与えることのないよう注意すること。
- (2) 署長等が公費支出の認定をしたものの、支払までの間に当該認定に疑義が生じたときは、当該支払を保留し、支援室と協議して認定の可否の判断を行うこと。
- (3) 本制度による公費負担を利用しても、犯罪行為によって重傷病（療養期間1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患の場合

合は、療養期間1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服せない程度であることを要する。)を負った犯罪被害者は、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給対象となり得る場合があることから、犯罪被害給付制度についても教示すること。

- (4) 犯罪被害者等が未成年者の場合は、保護者等にも本制度の趣旨を説明し、十分な理解を得ておくこと。
- (5) 本通達施行日以前3年以内に初診を行ったカウンセリング費用の公費負担については、原則、支援室及び本部会計課と協議の上、本通達を適用するものとする。
- (6) 香川県内に居住する者が、県外事案につきカウンセリング等を実施する必要を認める旨の連絡を受けた場合は、本部広聴・被害者支援課長及び本部会計課長が協議のうえ、公費負担について判断し、5支払手続等を準用し、支援室がこれを行う。
- (7) 署長等は、本通達によりがたい場合や、本通達に規定されていない事項については、支援室及び本部会計課と協議し、方針決定する。
- (8) 本件の運用に関する質疑は、支援室に対して行うこと。

(別記様式 省略)

## 別表

番号	対象となる罪及び事件
1	殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
2	強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
3	強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
4	不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
5	不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
6	監護者わいせつ罪・監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
7	不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
8	未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
9	営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
10	身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
11	所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
12	人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
13	逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
14	逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
15	傷害致死罪（刑法第205条の罪）
16	傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
17	1から16までの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯（過失によるものを除く。）において、致死の結果が生じたもの又は全治1か月以上の傷害を負ったもの（18から20を除く。）
18	ひき逃げ事件（道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項前段の規定に違反する行為(車両等の交通による人の死傷があった場合に限る。))
19	過失運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第5条）のうち、致死の結果が生じたもの又は全治3か月以上の傷害を負ったもの
20	危険運転致死傷(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条)、無免許危険運転致傷（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷（同法第6条第2項）に該当する事件
21	その他本部長又は署長等において必要があると認める事件